

# 宿毛市地域福祉活動計画（第2次計画）

すこやかで 幸せな 暮らし もくひょうに！

皆で支える す く も 活動計画



## 1. 地域福祉活動計画とは

地域福祉計画は、昭和 59 年に全国社会福祉協議会の地域福祉計画小委員会がまとめた、「地域福祉計画 - 理論と方法」において、行政計画とは異なる固有の方法をもつ計画領域で、地域振興計画などの行政計画と相互補完の関係で、市町村社協が主体となって策定するとして位置づけられています。

その後、法的には市町村地域福祉計画は、平成 12 年 6 月に改正された社会福祉法 107 条に規定され、各自治体が主体的に策定に取り組む計画とされました。

一方で「地域福祉活動計画」は、法的根拠はないものの、社会保障審議会福祉部会（平成 14 年 1 月）において、下記の（6）に指針としてまとめられています。

### (6) 市区町村社会福祉協議会の役割

○ 地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。

○ なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。

さらに全国社会福祉協議会では、平成 4 年にまとめた「地域福祉活動計画策定の手引」において、市町村自治体の策定するものを「地域福祉計画」、市区町村社協が中心となり、住民等の活動・行動を計画化したものを「地域福祉活動計画」として整理しています。

## 2. 策定の経緯

宿毛市地域福祉活動計画は、宿毛市社会福祉協議会が中心となって、平成 5 年度に策定した経緯があります。この平成 5 年度の地域福祉活動計画づくりにおいては、各種機関・団体や専門職やボランティアを含む関係者のネットワークの構築や組織化など、策定のプロセスを重視して行ないました。その反面、全体において財源的な裏づけに乏しく、計画の進行管理についても十分な評価・見直しが行なえなかったことが反省点として残りました。

その後、平成 15 年 11 月に全国社会福祉協議会が示した「地域福祉計画策定への協力並びに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針」では、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定が示されています。

今回の「宿毛市地域福祉活動計画（第 2 次計画）」は、過去の反省点を踏まえつつ、より実践性を高めることにも意識して、宿毛市の策定する地域福祉計画と一体的な策定に取

り組むこととしました。

### 3. 策定手順と留意点

宿毛市が策定する、地域福祉計画策定の事務局会（①に記載）、作業部会（②に記載）、策定委員会（③に記載）での協議結果や地区別懇談会（④に記載）、アンケート調査も「地域福祉活動計画」に活用することとし、これに加えて民生児童委員へのアンケート調査を実施したうえで、事務局で素案を作成し、ボランティア団体や、地域の自治組織や各種福祉関係機関・団体の代表者らで構成されている宿毛市社会福祉協議会理事会並びに評議員会（⑤に記載）で決定することとしました。

宿毛市地域福祉計画や、関連するその他の計画との整合性に配慮しました。

#### （1）宿毛市地域福祉計画策定組織

##### ① 事務局会開催日

- 第1回 平成23年5月27日
- 第2回 平成23年6月30日
- 第3回 平成23年7月30日
- 第4回 平成23年8月2日
- 第5回 平成23年10月21日
- 第6回 平成23年11月15日
- 第7回 平成23年12月15日
- 第8回 平成23年12月28日
- 第9回 平成24年1月23日
- 第10回 平成24年1月31日

##### ② 作業部会開催日

- 第1回 平成23年7月28日
- 第2回 平成23年8月31日
- 第3回 平成23年9月29日
- 第4回 平成23年10月26日
- 第5回 平成24年1月17日
- 第6回 平成24年3月1日

##### ③ 策定委員会開催日

- 第1回 平成23年7月28日
- 第2回 平成24年2月6日
- 第3回 平成24年3月16日

\* 平成24年2月21日から3月12日までパブリックコメントを募集

④ 地区別懇談会

対象	日時	場所	参加人数
平田町・山奈町地区	平成 23 年 8 月 29 日 (月) 19:00~20:30	農村環境改善センター	43名 (男性:31名、女性:12名) 事務局 7名
橋上町・旧和田地区	平成 23 年 8 月 31 日 (水) 19:00~20:30	二ノ宮集会所	41名 (男性:26名、女性:15名) 事務局 9名
沖の島	平成 23 年 9 月 28 日 (水) 10:00~11:30	沖の島開発総合センター	17名 (男性:11名、女性:6名) 事務局 8名
小筑紫地区	平成 23 年 9 月 29 日 (木) 19:00~20:30	基幹集落センター	10名 (男性:9名、女性:1名) 事務局 6名
宿毛地区	平成 23 年 10 月 25 日 (火) 19:00~20:30	宿毛文教センター	18名 (男性:13名、女性:5名) 事務局 6名
宿毛西地区	平成 23 年 10 月 26 日 (水) 19:00~20:30	総合社会福祉センター	10名 (男性:9名、女性:1名) 事務局 6名
鵜来島	平成 23 年 10 月 27 日 (木) 9:30~11:00	鵜来島離島センター	19名 (男性:5名、女性:14名) 事務局 6名

((2) 宿毛市地域福祉活動計画策定組織 (宿毛市社会福祉協議会理事会・評議員会)

理事会 平成 24 年 1 月 24 日

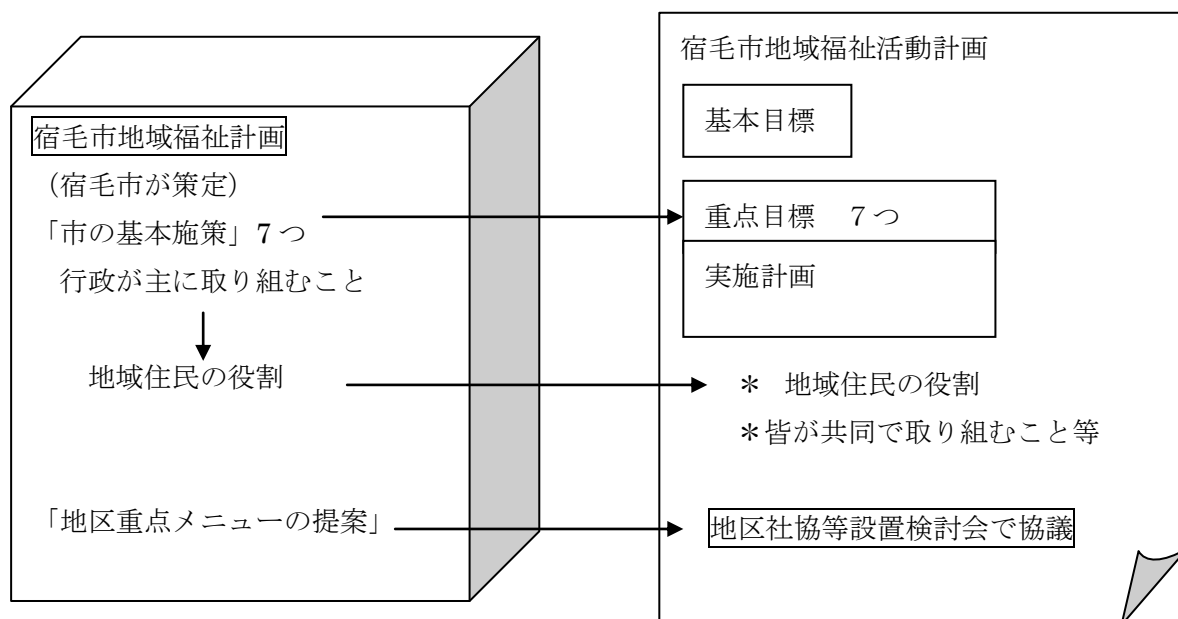
平成 24 年 3 月 28 日

評議員会 平成 24 年 3 月 28 日

4. 計画の期間と体系

計画の期間は、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間とします。

宿毛市が策定する宿毛市地域福祉計画と一体的に活動を推進します。



## 5. 計画

### (1) 基本目標

「ふれ愛・励まし愛・助け愛 築こう福祉のまち”すくも”」

基本目標とは、計画を策定して何を指すのか、将来どのような「まち」を目指すのかを明らかにするもので、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組む3つのキーワード「ふれあい」、「励ましあい」、「助け合い」を原点とし、これを3つの「愛」に置きかえて表現するものです。(平成5年度策定の活動計画の基本目標を継続)

### (2) 重点目標

重点目標は、めざすべき福祉ネットワークの姿「宿毛市版チームケア」で切れ目のないケアマネジメントに取り組むとともに、宿毛市地域福祉計画に掲げる「市の基本施策」下記の7つを、この地域福祉活動計画にも共通目標としてとらえたものです。

【宿毛市版チームケアの推進を目指して！】

1. 福祉意識の啓発と人材育成
2. 地域支え合い活動の促進
3. 福祉たまり場の充実促進
4. 防災体制の強化
5. ふるさと教育の推進
6. 公的福祉サービス・サービス業の充実促進
7. チームケアネットワークの確立

### (3) 実施計画

宿毛市地域福祉計画に掲げる「市の基本施策」ごとに示された、主要施策にそって実施計画をまとめることとしました。ただし、主要施策欄、実施計画欄に《》で記載したものは、地域福祉計画には記載されていない項目ですが、新規・既存の事業を含めて、この地域福祉活動計画で追加・整理したものです。



平田町山奈町地区別懇談会の  
ようす  
(農村環境改善センター)

基本 施策	主要施策	実 施 計 画	地域住民の役割 《》は活動計画で追加した項目
1 福祉 意識 の 啓 発 と 人 材 育 成	① 多様な媒体による啓発	① 毎月発行の市広報紙や社協だよりで、福祉に関する情報提供や講演会の充実に努め啓発活動を支援します。	★ 福祉問題について関心を持ち、学びましょう。 ★ 事業所や個人単位に福祉に関する情報を発信し、市民の福祉意識を高める活動に協力しましょう。 《1》地区の行事や、老人クラブの集まりなどを通じてお互いに情報交換をしましょう。
		《2》市広報紙や社協だよりをボランティアグループ朗読サークル「ほほえみ」がカセットテープに録音し、視覚障害者の方々にお届けします。	
		《3》保健介護課が所管する健康ポータルサイト「健康タウン宿毛」の活用促進	
		《4》社協ホームページを開設し、健康や福祉意識についての啓発に努めます。	
	② ボランティア育成への支援	① ニーズに応じて、手話奉仕員養成など専門技術を身につける養成講座等を企画実施します。	★ 福祉の専門的な知識・技術の自己研さんに努めましょう。  《1》民生委員児童委員の活動に協力しましょう。
		② 認知症サポーター養成などに取り組みます。	
		《3》民生委員児童委員サポーターや福祉委員配置等について検討を行います。	
	③ 福祉専門職の育成・確保	① 研修会への積極的参加や資格取得等を奨励するとともに、多職種の相互交流機会に努めます。	《1》事業所ぐるみで職能団体の活動参加を奨励し、研究会組織等の活動に積極的に参加しましょう。  《3》幡多福祉人材バンクの事業に協力し、さらに連携を強化します。
		② 地域支援ワーカーや地域福祉コーディネーターの育成等を働きかけていきます。	
		《3》幡多福祉人材バンクの事業に協力し、さらに連携を強化します。	

基本 施策	主要施策	実 施 計 画	地域住民の役割 《》は活動計画で追加した項目
2 地 域 支 え 合 い 活 動 の 推 進	①地域コミュニティ組織の活性化	① 活動場所を提供します。	★ 地域でお互いに顔見知りになるよう、あいさつ運動、声かけ運動を進めましょう。
		② 伝統行事などの開催を支援します。	★ 地区の各種団体に加入し、伝統行事など、各種のイベントなどに積極的に参加しましょう。
	②ボランティア団体の活動支援	① 活動費用の補助や活動場所の提供、技術的指導・支援等に努めます。	★ ボランティア団体の活性化に努めましょう。
		《2》共同募金配分金により活動費を助成します。	★ 地域でどんなボランティアが不足しているかを考え、ニーズに応じて活動の範囲を広げていきましょう。
		《3》各種助成事業に関する情報提供に努めます。	
	③スクールガード活動の促進	① 児童・生徒の登下校時の見守りをするスクールガード活動を支援します。	★ スクールガード活動に協力しましょう。
	④企業活動等の協力による見守り活動の促進	① 一人暮らし高齢者等の見守り活動に協力します。 《2》高知新聞宿毛市販売所、宿毛市民生児童委員協議会、宿毛市とで締結している見守り協定による活動の充実に努める。	★ 地域で孤立する人がいないように、自分にできる見守り活動を進めましょう。
	《5》福祉ボランティアセンター	《1》宿毛市社協に設置する福祉ボランティアセンターの機能強化に努めます。	《1》福祉ボランティアに登録しましょう。
	《6》災害ボランティア活動	《1》 災害後にボランティアによる復旧活動を支援するために、宿毛市社会福祉協議会に宿毛市災害ボランティアセンターを設置します	《1》災害ボランティアセンターの参加団体として輪を広げましょう。 《2》災害ボランティアセンターのボランティアに登録しましょう。
		《2》災害ボランティアベースキャンプの模擬訓練を実施します	《1》模擬訓練に積極的に参加しましょう。

基本 施策	主要施策	実 施 計 画	地域住民の役割 《 》は活動計画で追加した項目
3 集 い の 場 の 充 実 促 進	①地域元気ク ラブの活性化	① 元気クラブ事業の継続と新規開 始の働きかけに努めます。 《2》 支援者情報交換会や研修会 等を実施します。	★ 地域元気クラブなどに参加し、 地域での交流を深めましょう。 《1》 情報交換や研修会に積極的 に参加しましょう。
	②一人暮らし 高齢者ふれあ いの集い	① 宿毛市社会福祉協議会主催の一 人暮らしふれあいの集い（昼食会） を継続開催します。	★ 一人暮らし高齢者ふれあいの集 いに参加し、地域での交流を深めま しょう。
	③あつたかふ れあいセンタ ーの充実促進	① 既存のあつたかふれあいセンタ ーを継続するとともに、新規開 設を働きかけていきます。 《2》 あつたかふれあいセンター 運営協議会を設置し適正かつ効 果的な運営に努めます。 《3》集いに加えて、訪問活動や緊急 時の宿泊提供などに取り組みま す。	★ あつたかふれあいセンターに出 かけ、地域での交流を深めましょう。 《1》 積極的に利用するとともに、 運営委員やボランティアとしても参 加しましょう。 《1》 ゴミだしなど、近隣での生活 支援に協力しましょう。
	④福祉サービ ス事業所での 地域交流の促 進	① 交流事業を促進します	★ 各福祉サービス事業所で行われ る交流事業に積極的に参加しましよ う。
	⑤地域子育て 支援センター での就学前児 童・保護者の 交流の促進	① 子育て中の保護者の悩みや不安 を解消し、孤立感を防ぐため、子育 てに関する相談・情報提供・交流を 行う地域子育て支援センターでの交 流を促進します。 	★ 地域の子育て支援センターに出 かけ、悩みや不安の解決につなげて いきましょう。 



基本 施策	主要施策	実 施 計 画	地域住民の役割 《》は活動計画で追加した項目
4 防 災 体 制 の 強 化	①自主防災活動の促進	① 自主防災組織の支援を強化します。 ② 組織率 100%を目指して働きかけます。	★ 自主防災組織の活動に積極的に参加しましょう。 ★ 未結成地域では、自らすすんで自主防災組織の結成に取り組んでいきましょう。 ★ 日頃から避難場所や経路の確認や非常持出袋を常備するなど災害に備えておきましょう。
	②災害時要援護者登録と個別支援計画の普及	① 要援護者台帳登録を該当者に呼びかけます。 ② 民生児童委員、消防団、自主防災組織の協力を得て個別支援計画の普及に努めます。	★ 地区内の災害時要援護者の生活状況を把握し、みんなで話し合っ て支援体制を決めておきましょう。 ★ 災害時に援護が必要な人は、積極的に登録制度に加入しましょう。
	③公的福祉サービス事業所との協力体制の確立	① 福祉避難所指定などにより、各事業所の役割分担を位置づけ、協力体制の確立を図ります。	★ 福祉サービス事業所と連携した自主防災活動を進めましょう。







基本 施策	主要施策	実 施 計 画	地域住民の役割 《 》は活動計画で追加した項目
5 支 え 合 う 教 育 の 推 進	①人権教育の 推進	① 自分の人権を守り、他者の人権を守れる人の育成を図るため、人権教育推進講座や人権啓発講演会、小中学生の人権作文発表会などを通じて人権教育を推進します。	★ 人権について学び、差別のないまちづくりを進めましょう。 ★ 子どもたちに、人権の大切さをしっかり教えましょう。
		《2》高齢者疑似体験、思春期保健事業等の体験学習機会の提供に努めます。	《1》 体験学習に積極的に参加しましょう。
		《3》福祉施設等体験先の情報提供に努めます。	
	②不登校・いじめ等対策の 推進	① スクールカウンセラーの配置など、相談体制の充実に努めます。	★ 不登校やいじめなどで悩む児童・生徒に対し、一人ひとりができる支援を行いましょう。
③特別支援教育の 推進	① 障害の状態に応じた教育が受けられるような環境づくりに努めます。		
④開かれた学校づくりの 推進	① 地域住民の学校行事や学校運営への参画を促し、家庭、地域の連携づくりに努めます。		



橋上中学校での高齢者疑似体験の様子

基本 施策	主要施策	実 施 計 画	地域住民の役割 《》は活動計画で追加した項目
6 公 的 福 祉 サ ー ビ ス ・ サ ー ビ ス 業 の 充 実 促 進 ①	① 高齢者福祉サービスの充実	① 介護サービスや介護予防サービスの充実に努めます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">いきいき百歳体操</div> 	★ 介護や福祉のサービスを活用し、地域で自立した生活を目指しましょう。  《1》一人ひとりに適したサービスを利用し、能力の維持・向上に努めましょう。
		《2》食の自立支援事業（配食サービス）を継続します。	
		《3》緊急通報体制整備事業を継続し、運用マニュアルを作成し、適切な対応に努めます。	
		《4》シルバー人材センターを活用した能力再活用・生きがい対策・就労対策に努めます。	《1》安全就業・適正就業に努めましょう。 《2》会員の自主的・主体的な運営に取り組みましょう。
		《4-2》シルバー人材センター会員の班別活動を導入し、主体的運営に努めます	《3》事業規模の状況を検証しつつ、法人化移行を検討しましょう。
		《4-3》シルバー人材センター事業の拡大に向けて法人化を検討します。	
		《5》老人クラブ活動を支援し、高齢者の生きがいと健康づくりに努めます。 	《1》地域の老人クラブに積極的に加入しましょう。

基本 施策	主要施策	実 施 計 画	地域住民の役割 《》は活動計画で追加した項目
6 公 的 福 祉 サ ー ビ ス ・ サ ー ビ ス 業 の 充 実 促 進 ②	②障害福祉サービスの充実	① 障害福祉計画、障害者計画に基づいてサービスの充実に努めます。  ひかり共同作業所の作業風景	★ 障害福祉サービスを活用し、地域で自立した生活をめざしましょう。
	③保育サービスの充実	① 次世代育成支援計画に基づき、保育サービスの充実に努めます。	★ 子育て支援サービスを活用し、仕事や家事と子育てがともに充実した生活をめざしましょう。
	④隣保館地域交流及びデイサービス事業推進	① 隣保館地域交流事業及びデイサービス事業を引き続き推進します。	★ 隣保館地域交流事業及びデイサービス事業等に積極的に参加し、協力していきましょう。
	⑤保健・医療サービスの充実	① 乳幼児健診をはじめとする母子保健事業、特定健康診査・特定保健指導など健康増進事業を推進するとともに、医療機関と連携しながら地域医療の確保に努めます。 	★ 適度な運動、よい食習慣、十分な休養に努めましょう。 ★ 地域で健康づくりのための活動に取り組んでいきましょう。 ★ 各種健診・検診を積極的に受診し、健康管理に努めましょう。
	⑥公共交通の維持・確保と移動支援サービスの振興	① 鉄道、バス、宿毛佐伯フェリー、市営定期船の維持・確保に努めるとともに、地域公共交通会議の開催などにより、スクールバスの運行などの利便性向上に努めます。	★ 公共交通の利用に努めましょう。

基本 施策	主要施策	実 施 計 画	地域住民の役割 《》は活動計画で追加した項目
6 公 的 福 祉 サ ー ビ ス ・ サ ー ビ ス 業 の 充 実 促 進	⑦ 成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用促進	<p>① 成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用促進を図るとともに、法テラスや社会福祉士会や司法書士会などとの連携に努めます。</p> <p>《2》日常生活自立支援事業の県社協直営体制から、市町村社協実施体制への移行を平成 25 年度から取り組みます。</p> 	<p>★ 成年後見制度、日常生活自立支援事業について理解を深めましょう。</p> <p>★ 成年後見制度、日常生活自立支援事業が必要だと感じたら、民生委員児童委員や市、市社会福祉協議会に相談しましょう。</p>
充 実 促 進	《8》 各種団体の主体的活動の推進	《1》 福祉関係団体の主体的な活動を促進し、組織の活性化に努めます。	
②	《9》 あったかふれあいセンターによる生活支援	<p>《1》 あったかふれあいセンターが個別支援計画に基づいた、生活支援を提供します。</p> <p>《2》 あったかふれあいセンターの生活支援への協力を呼びかけます。</p> 	《1》 近所の一人暮らし高齢者などの生活支援に協力しましょう。

基本 施策	主要施策	実 施 計 画	地域住民の役割 《》は活動計画で追加した項目
7 チ ー ム ケ ア ネ ッ ト ワ ー ク の 確 立	①高齢者への ケアマネジメントの推進	① 地域包括支援センターが中心となり、介護支援専門員の支援に努めます。	★ 地域で生活する高齢者の生活課題を発見したら、関係機関に相談し、地域の一員として協力していきましょう。
		《2》地域ケア会議を開催するなどし、総合的な支援に努めます。	
	②障害者への ケアマネジメントの推進	① 指定相談支援事業所が連携し、障害者福祉サービスのケアマネジメント体制の確立を図るとともに、地域住民との連携体制づくりに努めます。	★ 地域で生活する障害者の生活課題を発見したら、関係機関に相談し、地域の一員として協力していきましょう。
	③個別の教育 支援計画の推進	① 個別の教育支援計画を策定するなど、チームケアを推進していきます。	★ 地域の一員としてできる障害児の心身の発達に協力していきましょう。
	④在宅医療の ためのチーム ケアの推進	① 幡多けんみん病院など関係機関と連携し、退院後の在宅医療や生活支援のケアを多機関・多職種により提供する体制づくりを進めます。	★ 入院から在宅に移行した人の生活課題を発見したら、関係機関に相談し、地域の一員として協力していきましょう。
		《2》幡多けんみん病院を中核とする、地域連携システムの有効活用を促進します。	
		《3》医師会等と連携して、連携協議会を開催します。	
	⑤虐待防止・ 権利擁護のた めのチームケ アの推進	① 弱い立場にある人々の虐待を防止し、権利を擁護していくためチームケアを推進します。	★ 権利侵害等が発見したら、適切な対応につながるよう、関係機関に連絡・相談しましょう。
		《2》宿毛市こども支援ネットワーク委員会の機能充実に努めます。	
		《3》宿毛市高齢者虐待ネットワーク委員会の機能充実に努めます。	
		《4》宿毛市障害者虐待ネットワーク組織の設置を検討します。	

基本 基本 施策	主要施策	実 施 計 画	地域住民の役割 《 》は活動計画で追 加した項目
	⑥チームケ ア推進のため の地区の課 題把握	<p>① 福祉事務所が中心となって、5 地区を基本単位とする地区別懇談会を年 1 回程度定期的に開催する。</p> 	★ 地区別懇談会に参加し、地区課題把握のために協力しましょう。
	《 7 》社会 資源マップ の作成	<p>《 1 》地域の社会資源を有効に活用するため、施設や事業所などの情報をまとめたマップ作りに取り組みます。</p> 	

## 6. 地域福祉計画における地区重点メニューの提案に対して

宿毛市地域福祉計画では、第5章で地区ごとに重点的に改善・解決すべき生活課題が異なることから、地区重点メニュー案を提案しています。（\* 一覧は表1）

地域福祉活動計画では、地区ごとのメニュー案を具体化するための組織として、地区社協のような推進体制が必要であるか、また組織化が可能であるか否かを「地区社協設置検討会」を平成24年度以降に設置して協議することとしています。

(表1)

	地区重点メニュー案
街 区	① 自主防災活動の促進 ② 災害時要援護者登録と個別支援計画の普及 ③ 地区自治会など地域コミュニティ組織の活性化
橋上町・旧和田地域	① 地域住民による農産物加工、特産品開発 ② 子どもたちへの食育・体験教育 ③ 文化財の保存・継承活動
小筑紫地域	① 自主防災活動の促進 ② 災害時要援護者登録と個別支援計画の普及 ③ ボランティア育成
平田町・山奈町地域	① 福祉サービス事業所での地域交流の促進 ② 福祉サービス事業所との防災協力体制の確立
沖の島町地域	① 地域元気クラブの活性化 ② あったかふれあいセンターの充実促進 ③ 高齢者福祉サービスの充実

## 7. 地域福祉活動計画の評価

### ① 評価の時期

毎事業年度ごとに評価を行う。

### ② 評価組織

社会福祉法人宿毛市社会福祉協議会理事会並びに評議員会